



ちょっとした 段差ひとつも事故のもと リスクを減らす創意工夫

陸災防「令和2年度 安全衛生標語」荷役部門入選作品



令和2年6月 No.612
 発行所 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
 〒108-0014 東京都港区芝5丁目35番2号
 安全衛生総合会館内 ☎03-3455-3857 代表
<http://www.rikusai.or.jp>
 (印刷物による年間購読料3,600円)

- 第35回全国フォークリフト運転競技大会中止について(1)
- 夏期労働災害防止強調運動実施要綱 …(2)～(4)
- フォークリフト荷役技能検定(出張試験)実施レポートと感想 …(5)～(7)
- フォークリフト荷役技能検定2級出張試験のご案内(8)～(9)
- 昨年の陸運業の労働災害発生状況について(10)～(11)
- 短期連載 トラック荷台からの転落防止を考える(12)～(13)
- 連載 マコモコ博士のメンタルヘルス2020(14)～(15)
- 連載 やさしく解説「労働安全衛生法」 …(16)
- 「令和2年度 安全衛生標語」入選作品決定 …(17)
- 「STOP! 熱中症 ケールワークキャンペーン」実施中! …(18)
- 陸災防の安全衛生図書・用品カタログ(19)～(22)
- 腰痛予防対策講習会のご案内 …(23)
- [建災防]フルー・衩型安全帯等買換経費を補助(24)～(25)
- [中災防]ストレスチェックサービスのご案内 …(25)
- 災害事例とその対策(墜落・転落) …(26)
- 小企業無災害記録表彰 …(27)
- 令和2年度通常総代会の開催について …(27)
- 労働災害発生状況(平成31年/令和元年確定)(27)
- 労働災害発生状況(令和2年速報) …(28)
- 第56回全国陸運労災防止大会のご案内 …(28)

第35回全国フォークリフト運転競技大会の中止について

本年10月3日(土)～4日(日)に開催を予定していた第35回全国フォークリフト運転競技大会につきまして、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた広範な取組が実施されている状況等を踏まえ、やむを得ず中止することとしましたので、お知らせいたします。

本大会へ出場を希望されていた皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

7月に「夏期労働災害防止強調運動」を実施します!

陸災防では、7月1日から31日において夏期労働災害防止強調運動を実施し、死傷災害の多くを占める荷役災害防止を中心として、労働災害防止対策への取組を一層進めてまいります。

なお、近年、高齢者の災害が多い傾向にあります。会員事業場の皆さまにおかれましては、高齢者の視点に立った労働災害防止活動にも積極的にお取り組みいただくようお願いいたします。

令和2年度 陸上貨物運送事業 夏期労働災害防止強調運動実施要綱

1 趣旨

陸災防においては、「陸上貨物運送事業労働災害防止計画」(計画期間 2018年度～2022年度)に基づき、

- ①死亡者数:2018年から2022年の5か年中に15%以上減少させる。(2020年は、99人以下)
- ②死傷者数を2017年から5%以上減少さ

せる(2020年は、14,912人以下)

- ③健診の完全実施及び健診結果に基づく有
所見者に対する適切な事後措置の徹底を
図る

とした目標を設定し、その目標を達成するため、積極的な安全衛生活動を展開しているところである。

令和2年の労働災害発生状況(1～4月速報

値)は、死亡災害が20人(前年同期比△5人、△20.0%)と減少がみられるものの、死傷災害は3,785人(前年同期204人、5.7%)と大幅な増加となっている。

特に、死傷災害では、墜落・転落、転倒、動作の反動無理な動作(腰痛)、はさまれ・巻き込まれ等による荷役作業中の災害が多発しており、荷役災害の防止に、より一層強力に取り組む必要がある。

さらに、深刻化している労働者の高齢化問題に対しては、厚生労働省が新たに「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)を示したところであり、同ガイドラインを踏まえ、高年齢労働者の労働災害を防止することも必要である。

また、陸運業においては長時間労働による過労死等が問題となっており、これを予防するための取組を一層推進する必要がある。

こうした陸運業における労働災害の課題を踏まえ、その防止対策を推進するに当たっては、各企業・事業場においては、労働安全衛生関係法令を遵守することはもとより、職場の安全衛生管理体制を確立して適切に機能させるとともに、経営者と従業員が一致協力して自主的な安全衛生活動を継続的・効果的に行っていくことが何より重要である。

こうした認識の下、本年7月1日(水)から7月31日(金)までの1か月間を、令和2年度夏期労働災害防止強調運動期間として、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、労働災害防止のために以下の取組を行うこととする。

2 実施期間

令和2年7月1日(水)から7月31日(金)まで

3 スローガン

「ちょっとした 段差ひとつも事故のもと
リスクを減らす創意工夫」
(令和2年度安全衛生標語
荷役部門優秀作品)

4 主唱者

陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部及び各都道府県支部

5 後援

厚生労働省

6 実施者

会員事業場

7 取組の重点

- (1) 死傷災害の減少を図るため、同災害の約7割を占める荷役災害の防止を重点とし、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を周知するとともに、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(以下「荷役ガイドライン」という。)に基づき、全国各都道府県における荷役ガイドライン研修会の実施、荷主等と陸運事業者との連携・協力促進協議会の開催、荷主等に対する安全診断・改善指導の実施、「荷役災害防止安全教育」を実施するなど荷役労働災害防止対策を推進する。
- (2) 死亡災害の約4割を占める交通労働災害の防止については、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知をはじめ、「高年齢者に配慮した交通・荷役災害防止の手引き」を活用した教育の推進を図る。
- (3) 特に夏場は職場における熱中症による災害を防ぐ必要があることから、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」(厚生労働省・各労働災害防止団体主唱)を踏まえた取組を行う。
- (4) 高年齢労働者の労働災害を防止するため、エイジフレンドリーガイドラインの周知を図るとともに、各労働局・労働基準監督署の協力の下、高年齢労働者荷役労働災害防止対策コンサルティング事業を推進する。
- (5) 健康診断の有所見率が高い水準で推移していることから、健康確保に向けた対策として、健康診断の実施及び長時間の時間外労働を行った者に対する医師による面接指導等事後措置の徹底、ストレスチェックの実施とその結果に基づくメンタルヘルス対策を推進するとともに、腰痛災害防止に向けた取組を推進する。
- (6) 職場における自主的な安全衛生活動を推進するため、職場に潜む危険の芽を事前に摘み取ってリスクの低減を図り、安全度の高い職場の実現を目指す取組である危険予知活動(KY活動)、リスクアセ

メント、労働安全衛生マネジメントシステム等の定着を図る。

8 主唱者の実施事項

(1) 各種安全大会、研修会、個別・集団指導等の実施

- 交通事故、労働災害防止大会の開催
- 「職場の安全衛生自主点検表」(本誌4頁掲載)を用いた事業場への個別指導・パトロールの実施
- 「荷役災害防止安全教育」をはじめとする安全衛生研修会、セミナーの実施
- 陸運災防指導員会議等の開催
- 「腰痛予防対策講習会」(厚生労働省委託事業)への参加勧奨

(2) 各種啓発資料を活用した災害防止対策の周知・徹底を図る

- 厚生労働省及び陸災防が作成・配布している各種パンフレット、リーフレット、冊子等の啓発資料(後記「参考」参照)を活用し、労働災害防止対策の周知・徹底を図る。

(3) 行政との連携、広報等

- 厚生労働省、都道府県労働局、全日本トラック協会、都道府県トラック協会等関係行政機関、団体等に対し本運動の実施について協力依頼を行う。
- 広報誌「陸運と安全衛生」、ホームページ等により、本運動の趣旨及び実施事項等について周知・徹底を図る。
- 安全ポスター、のぼり等の作成・配布により、本運動の気運の醸成を図る。

9 会員事業場の実施事項

- 経営トップは、労働災害防止のためにその所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全パトロール等を行い、労働災害防止について従業員への呼びかけを行う。
- 安全管理者、安全衛生推進者等は、本運動期間中「職場の安全衛生自主点検表」(本誌4頁掲載)により職場の安全衛生点検を行う。
- 安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行う。
- 「荷役ガイドライン」に基づき、荷主等の協力を得て積卸し作業の内容の確認・把握を行い、荷役作業に伴う安全上の確認事項をあらかじめ運転手に提供できるように、荷主等との「運送契約時に必要な連絡調整に係る事

項」の文書による取決めや「安全作業連絡書」の活用を図る。

- 定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底を図る。

参考

各種啓発資料(陸災防ホームページから取得可能です)

- 陸上貨物運送事業労働災害防止計画(2018年度～2022年度)
 - 「陸上貨物運送事業労働災害防止規程のあらまし」
 - 荷役作業安全ガイドラインのあらまし～陸運事業者と荷主等のみなさまが連携した荷役災害の防止～
 - 陸運業における重大な労働災害を防ぐためには
 - 荷役作業時の労働災害を防止しましょう～荷役作業時における墜落・転落災害防止のための安全マニュアル～
 - 荷役作業を安全に～荷役作業時における墜落防止のための安全設備マニュアル～
 - 荷役災害防止設備等の事例集
 - 安全作業連絡書の活用を!
 - 陸上貨物運送事業におけるトラック荷台からの転落を防ぐために(6月中旬以降に公表)
 - 「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント
 - 「STOP! 転倒災害」リーフレット
 - トラック運送業界の過労死等防止計画(全日本トラック協会)
 - 「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」リーフレット
 - 陸運事業者のためのメンタルヘルス対策
 - 働き過ぎていませんか?(厚生労働省)
 - ストレスチェックと結果活用をサポートは中災防に!!
- ## DVD
- 「はい作業の安全」(DVD)
 - 「フォークリフトの作業開始前点検の進め方」(DVD)
 - 「フォークリフトによる安全な荷役運搬作業」(DVD)

職場の安全衛生自主点検表(共通)

令和元年5月作成

Table with 4 columns: 事業場名, 点検年月日, 令和年月日, 点検者氏名, 従業員数, 人, 印

この点検表は、陸運業の労働災害防止に必要な主要事項について、会員事業場が自主的にチェックし、問題点を見つけて改善するためのものです。この点検表には、会員事業場が守るべき安全衛生事項をまとめた「防災規程」や厚生労働省が平成25年3月に策定した「荷役ガイドライン」の主な内容も含まれています。この点検表を利用して職場の自主点検を行い、さらに労働災害防止対策を進めましょう。

Main inspection table with 3 columns: 点検項目, 点検結果 (Yes/No/Not Applicable), 備考

(注) 荷役ガイドライン: 厚生労働省「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」 防災規程: 「陸上貨物運送事業労働災害防止規程」

5 荷役労働災害防止対策

- (1) 安全衛生管理体制と安全衛生教育
(2) 荷役災害防止の措置
(3) 交通労働災害防止対策

6 交通労働災害防止対策

- (1) 交通労働災害防止のための管理体制
(2) 適正な労働時間
(3) 走行管理等

(注) *印の付いた項目は、荷役作業安全ガイドラインに関連する項目です。

社内フォークリフトコンテストと併せて開催

フォークリフト荷役技能検定（出張試験） 実施レポートと感想



写真1 F-LINE株式会社「第一回全国フォークリフトコンテスト」の横断幕

フォークリフト荷役技能検定出張試験を実施

本年2月18日・19日、F-LINE株式会社の「第一回全国フォークリフトコンテスト」（写真1）が実施されました。同社は本コンテストの実施に当たって陸災防が行っている「フォークリフト荷役技能検定2級（出張試験）」を取り入れ、参加選手の検定2級合格を目指すこととされました。

初日のオリエンテーションの冒頭、同社深山社長が参加者に向けて「お客様に直接物を届ける皆さんが、会社の中でも一番の要。『安全』は経営の根幹であり、すべての企業活動は『安全』が何よりの土台です。」というお話をされていたことに感銘を受けました。

当協会としても出張検定試験は初の試みでしたが、同社のご協力により2日に渡る試験を大過なく実施することができました。

今回の会場は、愛知県みよし市にある中部トラック総合研修センターです（写真2）。

全国フォークリフト運転競技大会でも使用しており、学科、実技試験を行うに申し分のない施設です。



写真2 出張検定を実施した中部トラック総合研修センター



F-LINE株式会社の全国各支店での選抜試験を勝ち抜いた28名の精鋭の選手の皆さん

コンテストは、2級検定の内容をそのまま準用しており、学科、点検、運転の各試験で実施しました。今回は2日間の日程で、1日目に学科競技（試験）と運転競技（試験）、2日目に点検競技（試験）を実施しました。

学科競技（試験）

皆さん真剣に試験問題に向かっていました。なお、出張検定の学科試験問題は通常の検定同様、50問（正誤方式）です（写真3）。



写真3 学科競技の様子

運転競技（試験）

運転コースは通常の検定と同様のコースを3コース設置。審査員は地元の愛知県支部から6名の体制で行いました。規定時間をオーバーする受検者もおらず、スムーズな進行で1日目が終了しました（写真4、5）。



写真4 運転競技の様子①（カウンター）



写真5 運転競技の様子①（リーチ）

点検競技（試験）

2日目の点検競技。ほとんどの参加者が、基準時間内で点検項目の検査を終えていました。点検項目について、しっかり準備をしてきた結果といえるでしょう（写真6、7）。

結果発表

点検競技（試験）が終わり、集計作業を経て、結果発表となりました。

コンテストの表彰式は、カウンター部門、リーチ部門のそれぞれの1位～3位と、総合優勝・準優勝に分けられて表彰が行われました。どの競技も極めてハイレベルだったため、入賞者の点数は僅差でした。

そして、参加者の82%が2級検定試験の合格者となりました。ちなみに、平成27年から実施している2級検定の現在までの合格率が、およそ60%となっていることから、本コンテストが実に高いレベルだったことが判ると思います。

参加者がこのコンテストに向けて努力を重ねてこられたことはもとより、日頃から安全に対して前向きに取り組まれているからその結果だと感じました。

是非、深山社長の冒頭のあいさつにもあったように、会社の要である参加者の皆さまが、安全のリーダーとして、今後、益々現場を引っ張っていかれることを、心より期待しております。



写真6 点検競技の様子（カウンター）



写真7 点検競技の様子（リーチ）

【以下、同社が出張検定を利用した感想を、ご担当者からいただきました。】

● この検定を実施したきっかけは？

当社は2019年複数社が事業統合し発足しました。フォークリフト運転者に対する教育は各社独自の方法で行われていたため、統合に伴い統一の教育基準が必要と感じました。そこで、荷役技能検定の内容を当社標準とし、更なる運転技能・点検技術・必要知識の習得を目指すと共に、検定合格という目標への向上心と検定合格した際のモチベーションアップを図り、社内全体のレベルアップに繋がっていきたいという思いから検定を実施させていただきました。

● 検定前までに苦労したこと

荷役技能検定の運転操作手順や点検基準内容を把握し、当社の手順との相違箇所を洗い出すことに苦労しました。安全確認ひとつ取っても指差呼称は何方向確認が正しいのか？左右どちらの手で行うのか？もう片方の手はどうするのか？などの細かな疑問点に対して都度、陸災防ご担当者様にアドバイスを頂きながら荷役技能検定に向けた教育用の手順書を作成することができました。

● 受験準備はどのようにしましたか？

F-LINE株式会社として第一回目となる荷役技能検定出張検定ということで、より多くの受験を可能にするため、愛知県トラック協会様のご協力により全国の運転競技大会でも使用される中部トラック総合研修センターという素晴らしい会場をお借りしました。また、検定で使用するフォークリフトに関しては普段使用している車種で行いたく、ロジスネクスト東京様及び中部様にご協力いただきフォークリフトの手配をしていただき、加

えて安全講習・点検講習までご協力いただき検定合格のお手伝いをいただきました。また、出張検定と社内コンテストのコラボレーションを企画し初の試みであったにも関わらず陸災防様のご協力のうえで無事終えることができました。当社のみでは決して達成し得ない企画でありましたが、多くの皆様にご協力いただけましたことに感謝いたします。

● 試験日当日の様子

今回選抜された選手は、コンテストだけでなく検定もあることから、いつも以上に緊張感を持っているのではと思いましたが、日々の業務や事前訓練の成果を発揮しようと、それぞれが自信を持って取り組んでいました。

● 結果(合否)に関する感想

今回の検定では、多くの合格者を出すことができました。これは、選抜された選手が、コンテストで優勝することだけでなく、検定試験を合格したいという気持ちがあったからだと思えます。これも、陸災防様に出張検定をしていただいたこと、ロジスネクスト東京様及び中部様に講習をしていただいたことが、このような結果につながったと思えます。

● 今後の検定の活用について

今回の出張検定により2級合格者が多く出ましたが、それで満足で終わらず、日々の実践に役立てることが重要だと考えています。今後も自社コンテストの中に継続的に取り入れたいと思えます。更に、荷役技能検定受験だけでなく、荷役技能検定合格者に対する5年ごとの講習を社内で行える体制を構築するため、陸災防安全衛生教育講師(インストラクター)養成講座を受講して講師となり、教育サイクルの確立を目指します。

フォークリフト荷役技能検定（出張試験） を活用しませんか？

当協会では実施していますフォークリフト荷役技能検定試験は、より多くの方々に受検する機会を作っていただけるよう、出張試験（フォークリフト荷役技能検定2級出張試験）を実施しております。これまで、実施日、場所等の関係で技能検定を利用することが困難だった企業には、ニーズに応じて出張試験を実施いたします。

自社でフォークリフトコンテスト等を開催される際には、本検定試験とのコラボレーションによる実施についても、是非、ご検討ください。

出張試験の概要

陸災防の運営スタッフ（審査員、事務職員）が、希望する企業等（以下「企業等」という。）の施設（試験会場）に出張し、企業等の受検者に検定2級試験を実施するものです。

なお、試験会場は、企業等の施設を原則としますが、自前で試験会場を用意できない場合は、最寄の陸災防支部の会場を借用し実施することも可能です。

実施要件

次のすべての要件を満たすこと。

- 1 点検試験及び運転試験に使用する最大積載荷重1トン～1.5トンのカウンターバランスフォークリフト（トルコン車）を各1台、又は最大積載荷重1トン～1.5トンのリーチフォークリフト（バッテリー車）を各1台用意できること
- 2 次に定める運転試験コース（障害物の設置含む）を設定できること

【[カウンターバランス運転試験レイアウト](#)】

【[リーチ運転試験レイアウト](#)】

なお、運転試験コースは、平坦で凹凸のない路面であること

- 3 積載荷重（500kg）を用意できること
- 4 学科試験会場（会議室等）、審査員控室、集計室等試験実施に必要な施設を用意できること
- 5 出張試験受検予定者数が1回10～20人程度であること
上記人数を下回る場合若しくは上回る場合、又は試験科目免除者がいる場合は、別途協議

1 実施申込み

企業等は、出張試験実施を希望する日の3か月前までに、出張試験実施申込書を陸災防本部に提出してください。

【[出張試験実施申込書](#)】

2 実施可否の確認

試験実施陸災防支部（企業等の最寄の試験を実施する陸災防支部）は、企業等が実施要件に該当するか否か確認するとともに、出張試験実施可能日について、日程調整します。

3 受検料・実施費用請求書送付

企業等が実施要件に該当し実施可能となった場合には、陸災防本部は、企業等に、実施申請書等の提出について通知するとともに、受検予定者分の受検料及び出張試験実施費用の請求書を送付します。

- 1 出張試験実施費用：50,000円
但し、10人を超える場合は、受検者1人当たり5,000円
- 2 受検料：フォークリフト荷役技能検定12条1項1号の金額

4 受検料・実施費用等納付

企業等は、受検料及び出張試験実施費用を陸災防本部の指定口座に振り込んでください。

5 実施申請及び受検申請書提出

企業等は、陸災防本部に振込証を添付した出張試験実施申請書及び受検者毎の受検申請書を陸災防本部にFAX又は郵送にて提出してください。

【[出張試験実施申請書](#)】

【[受検申請書](#)】

6 受検票送付

陸災防本部は、企業等に、実施日のおおむね2週間前までに、受検票を送付します。

7 出張試験実施

出張試験実施日に、試験実施陸災防支部から審査員、職員が企業等の施設（試験会場）に出張し、企業等の受検者に検定2級試験を実施します。

8 合格結果通知

出張試験実施日のおおむね2週間後に、陸災防本部は、企業等に出張試験に合格した者について合格通知書を送付します。

お申込み、問合せ先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 技術管理部 担当 木下・滝谷
〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館10階
TEL 03-3455-3857 FAX 03-3453-7561

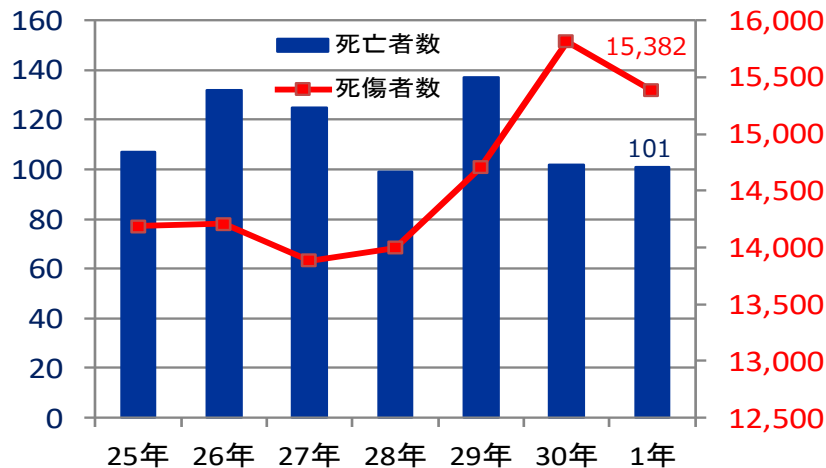
E-mail kinoshita&rikusai.or.jp（迷惑メール対策のため、&を@に変えてください。）

平成31年/令和元年における 陸運業の労働災害発生状況について

死亡者数は1名減少（101人）、死傷者数は減少に転じる（15,382人）

平成31年/令和元年（1月～12月）における陸運業の労働災害発生状況（確定値）の特徴等について取りまとめを行いました。

陸運業の労働災害発生状況の推移

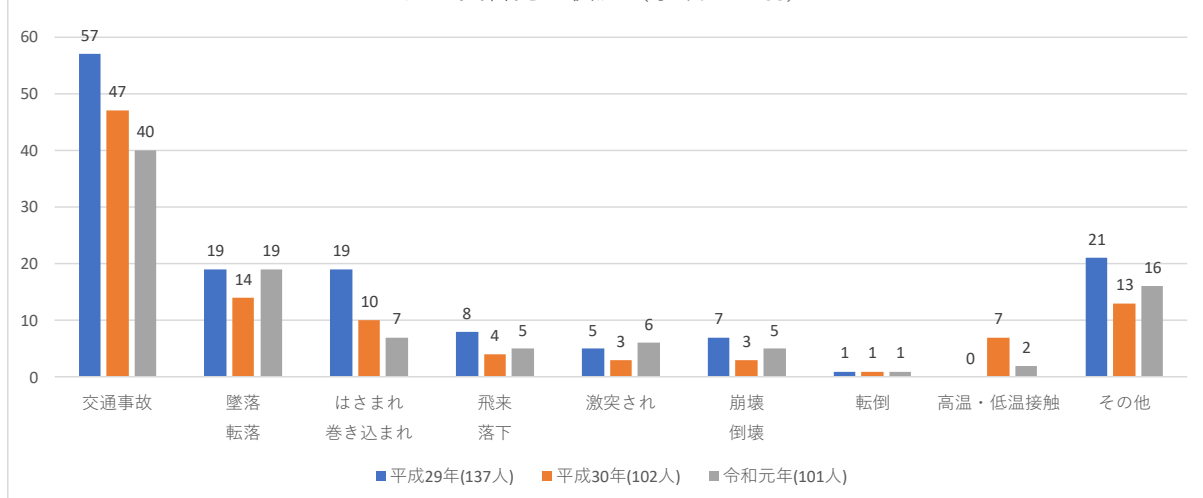


1 死亡災害は1名の減少

死亡災害は101人となり、前年比-1人でしたが、平成28年に比べるとなお2人上回っている状況です。

事故の型別でみると、減少したのは、交通事故（47人→40人）、高温・低温物との接触（7人→2人）、はさまれ・巻き込まれ（10人→7人）ですが、一方、墜落・転落（14人→19人）、激突され（3人→6人）が増加しています。

死亡災害発生状況（事故の型別）

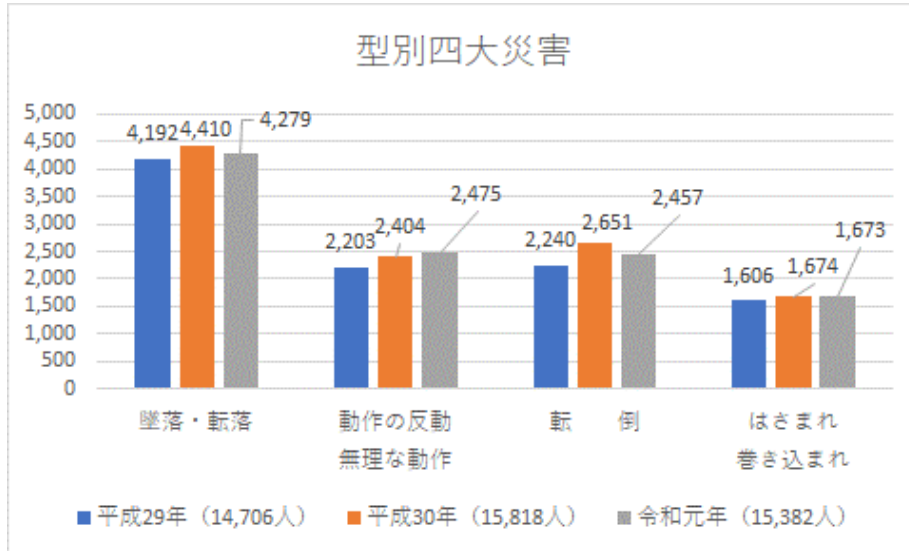


2 死傷災害は減少に転じる

死傷災害（死亡者数と休業4日以上を負傷者数の合計）は、昨年まで3年連続して増加していましたが、昨年は前年比436人減少し、増加傾向に歯止めがかかりました。しかし、平成29年と比べてもなお670人を超える死傷者数であり、また建設業に比べて199人上回っている状況で

あり、決して低い数値とはいえません。

陸運業の死傷災害は、荷役災害が7割以上を占めており、そのうち墜落・転落が最も多く約3割を占めています。また、事故の型別では、「墜落・転落」（4,410人→4,279人）、「動作の反動・無理な動作」（2,404人→2,475人）、「転倒」（2,651人→2,457人）の順に多く、荷役作業に関する労働災害の防止対策を一層強く進めていくことが必要です。

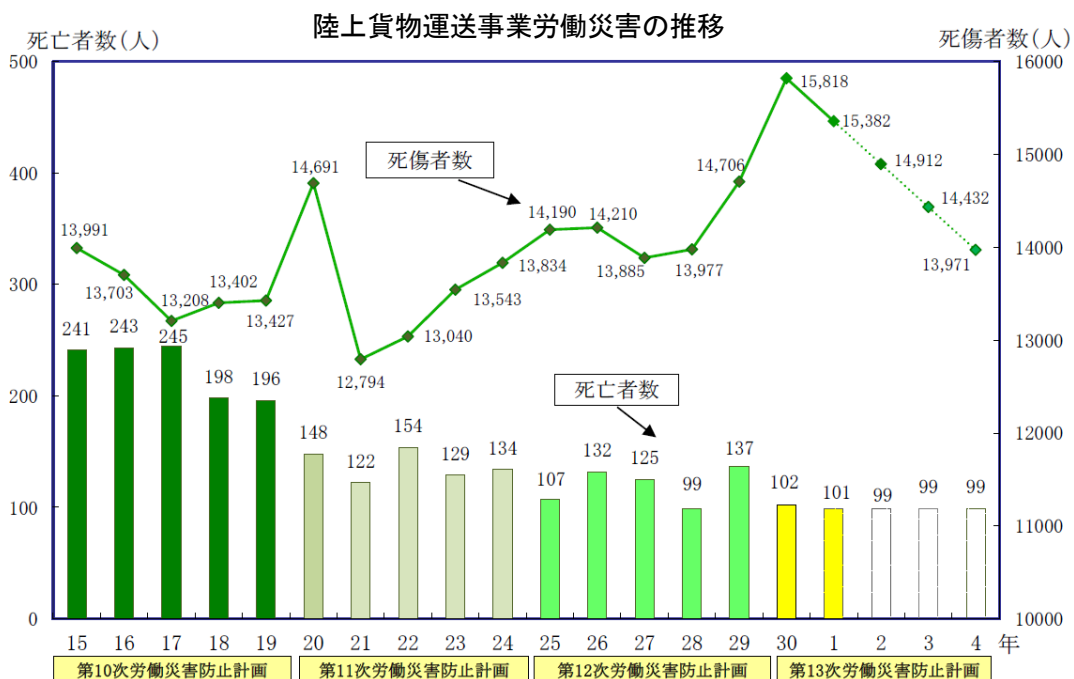


3 まとめ

平成31年/令和元年は、陸上貨物運送事業労働災害防止計画（2018年度～2022年度）の2年度目でした。皆様のお取り組みにより、死亡者数、死傷者数ともに減少しました。

本年は、同計画中間年目に当たり、死亡災害については交通労働災害及び荷役災害の防止を重点とした取組、特に昨今増加傾向にある高齢者に対する労働災害防止対策を講じるとともに、死傷災害については全国各地で荷役作業ガイドライン講習会を開催する等、荷役関係災害の防止を中心に取り組んでまいります。

会員事業場の皆様におかれましては、陸運業の災害の特徴を踏まえ、労働災害防止に向けた一層の取組をお願いいたします。



【短期連載】

トラック荷台からの転落防止を考える

第1回：年間件数はどれくらい？

独立行政法人 労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所

リスク管理研究グループ 大西 明宏



大西 明宏 Profile

2006年に博士（保健医療学）取得。2008年に当研究所へ着任。専門は人間工学。主に滑りによる転倒災害防止に関する研究、荷役作業におけるロールボックスパレットやテールゲートリフター使用時の災害防止に関する研究に従事。

はじめに

これから数回に渡り、陸運業への課題として常に突き付けられているトラック荷台からの転落防止について、どのように解決したらよいのかを深堀したいと思います。筆者は全国統計データをもとに話題を進めますが、みなさんの事業場の労災やヒヤリハットの発生状況、従業員の声と一致するのかなど、この機会に比べてみてはいかがでしょうか。

何件くらい発生しているのか？

陸運業を対象とした休業4日以上労働災害では、荷役作業により発生したものが全体の約7割であることが知られています。さらにこれら災害の発生場所の約7割が荷主等（荷主、配送先、元請事業者など）の事業場であると報告されています。では、かねてより課題になっているトラック荷台からの転落は陸運業の労災において何割（何件）くらい発生しているのでしょうか。平成25年の死亡災害のみを対象とした荷役5大災害¹⁾では約2割であると報告されていますが、残念ながら全国レベルでまとめた休業4日以上労働災害統計は見当たりません。そこでまず、トラック荷台からの転落災害が年間どれくらい発生しているのか、筆者がおこなった労災データの分析結果²⁾を通して紐解いて行きます。

表1 4つの大分類とそれを具体例で分類した17項目

	大分類	災害事例に応じた具体的な項目
①	荷役5大災害	トラック荷台等からの転落等（着地時の負傷を含む）、トラック荷台等での荷崩れ（荷の固定・固縛不良を含む）、フォークリフト起因、トラック無人暴走、トラック後退
②	①以外の荷役作業中の災害	トラック荷台以外からの転落等（着地時の負傷を含む）、トラック荷台以外での荷崩れ（荷の固定・固縛不良を含む）、はさまれ・巻き込まれ・激突、荷の取り落とし
③	荷役・その他作業時の災害の混在	転倒（人のみ）、動作の反動・無理な動作（腰部以外の負傷）、動作の反動・無理な動作（腰部の負傷）、熱中症、意識障害等、その他
④	荷役作業以外	交通事故、荷役作業以外（交通事故を除く）

労災データの分析

1 対象のデータ

厚生労働省のウェブサイトである「職場のあんぜんサイト」で公開している陸運業における死亡・休業4日以上労働災害である平成22年の3,645件、平成27年の3,482件の各事例の発生状況が記載された文章を用いました。なお、これらデータは全数から約1/4を無作為に抽出したものですので、集計結果を4倍すると実際に発生したおよその件数を推計できます。ちなみに平成22年と平成27年を対象としたのは、働き方や物流形態の違いが現れるのかを確認するためです。

2 分析方法

通常、労災データの分析は事故の型（墜落・転落、転倒など）や起因物（はしご等、トラックなど）別に行いますが、筆者は発生状況を重視していますので、筆者自身が各事例の発生状況を精読し、荷役5大災害¹⁾や荷役安全ガイドライン³⁾等で指摘されている典型的な災害事例を参考にしつつ、発生状況をベースとした表1に示す独自の分類を作成しました。この分類は①～④の大分類と災害事例に応じて具体化した合計17項目から構成されています。

年間件数は・・・

集計結果を表2に示しました。働き方や物流形態の違う平成22年と平成27年を分析しても傾向がほぼ同じだったことから、陸運業の典型的な災害状況は、毎年同じような状況で推移していると推測されます。続いて肝心の内訳ですが、表2の①の中にあるトラック荷台からの転落等（着地時の負傷を含む）が両年ともに全体の2割以上で最も多く、年間件数では3,000件くらいになると推計されました。今回はテーマから外れるのでその他

の状況分類の結果については言及しませんが、トラック荷台からの転落等がその他の16項目に比べて明らかに突出しているのがよく分かりました。ちなみに今回の分析では、荷台から地面への移動による着地時に足を負傷した例（着地時に足首を捻挫・骨折など）は行動が同じものとして転落に含めてカウントしましたが、仮にこれらを差し引いても今回の結果にあまり影響しなかったことは補足しておきます。

表2 平成22年・平成27年の陸運業における労働災害

	平成22年		平成27年	
	n	%	n	%
① トラック荷台からの転落等（着地時の負傷を含む）	766	21.0	735	21.1
トラック荷台での荷崩れ（荷の固定・固縛不良を含む）	307	8.4	302	8.7
フォークリフト	238	6.5	226	6.5
トラック無人暴走	19	0.5	12	0.3
トラック後退	15	0.4	5	0.1
小計	1,345	36.9	1,280	36.8
② トラック荷台以外の転落等（着地時の負傷を含む）	436	12.0	420	12.1
トラック荷台以外での荷崩れ（荷の固定・固縛不良を含む）	119	3.3	114	3.3
はさまれ・巻き込まれ・激突	448	12.3	431	12.4
荷の取り落とし	50	1.4	24	0.7
小計	1,053	28.9	989	28.4
③ 転倒（人のみ）	368	10.1	419	12.0
動作の反動・無理な動作	186	5.1	237	6.8
熱中症	27	0.7	14	0.4
意識障害等	7	0.2	11	0.3
その他	66	1.8	69	2.0
小計	843	23.1	933	26.8
④ 交通事故	112	3.1	41	1.2
荷役作業以外（交通事故を除く）	292	8.0	239	6.9
小計	404	11.1	280	8.0
合計	3,645	100.0	3,482	100.0

トラック車体部からの転落等だけで3割以上！

(注) ①～④に該当する大分類は表1のとおりです。
 (注)元データは全数から約1/4を無作為に抽出したものであり、実際には上記の約4倍が発生していることになります。

荷台だけではない！

また興味深いこととして、表2の②の中にあるトラック荷台以外からの転落等（運転席やトラクターの連結部、バンパーなど）までを含めると、全体の3割以上であることも分かりました。冒頭でも触れたようにトラックの荷台からの転落はかねてより陸運業の課題になっていますが、この結果を見る限り、荷台と言うよりはトラック車体部から“落とさない対策”が浸透していない様子が明確になったように思えます。

おわりに

平成22年と平成27年のトラック荷台から

の転落等は陸運業の労災全体の約2割、年間では約3,000件も発生していることが判明しました。次回はどのような状況で荷台からの転落災害が発生しているのか、その実態について解説します。

参考文献

- 1) 厚生労働省・独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所：[陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには](#)，2016
- 2) 大西明宏：[近年の陸上貨物運送事業における労働災害の特徴](#)，55 (Supplement)，1B1-2，2019
- 3) 厚生労働省：[陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平成25年3月25日付け基発0325第1号）](#)，2013

【連載 I】

メンタルヘルスのスペシャリストによる連載です

マコマコ
博士の

メンタルヘルス (第4回)

テーマ「職場の『メンタル不調』風景(その4)」

- 「**ナイナイ**」症候群 今どきの若者の悩み-

精神科医 夏目 誠

職場に「モデルになる人」が**ナイ**、「将来の希望」が**ナイ**

職場の雑談で

図1. 雑談中



PIXTA夏目

男性社員：若者は希望がないっていわれますね。私は「モデルになる上司」がない。皆さん、疲れて元気がない。「ああは、なりたくない！」の気持ちの方が、強いです。

課長：キビシイ…。42歳だけど忙しいよ。住宅ローンや教育費が増え、小遣いも減らされて。仕事の内容も変わって。これでは元気出るわけ、ないね。

女性社員：私は経済成長、バブル、好景気を知りません。不況下だから、「夢がない、希望がない」のは当たり前かも…。

課長：わかるが、それでは困るよ。

職場に「モデルになる人」がない

25歳の原田太郎さん（仮名、以下同じ）は、3年前に希望会社に入社。仕事をしていますが、彼が抱いていたイメージと違っていました。なぜなら先輩は仕事に追いまくられ残業が続き、疲れきっています。課長は売上高を伸ばすために顔つきまで険しい。

職場がギスギスしているのは、こうなりたい『モデル』がないこともあと気づきました。がっかりし、仕事への意欲はなえるのです。

「かつての職場」は

かつての職場は“ワイワイガヤガヤ”、活気のある雰囲気働く人が多かった。36歳の青木係長は「川崎先輩のようになりたいと思い、目標にしてきた。仕事ができ、ユーモアもある」と、昔を振りかえりながら言う。あるいは47歳の山中課長は「太田部長のよう

にバリバリ業務ができ、大きな仕事をしたい」と目標にしたのだ。このような「身近なモデル」がいた。

彼らの行動や考え方のみならず、家庭生活や趣味なども、知らず知らずに取り入れていき、モデルに近づいていったのです。

「同一化」と「取り入れ」で成長

これらの行動は精神分析学のフロイト博士の言う「深層心理」で無意識に行われています。「取り入れ」とか「同一化」です。課長のような人になりたいと思い努力するのは「同一化」で、言動などをまねるのは「取り入れ」の作用です。

求めないと得られないよ

若者が主張するようにモデルになる人が本当にいないのでしょうか。漫然と仕事をすることで、^{しんし}真摯には求めている可能性もあります。あるいは表面のみで人を判断していないだろうか。

「社外の人」たちからも

先輩や上司と歓談したり、飲みに行ったりして長い時間をかけ深い観察の積み重ねの中から、モデルを見つけていくのが良いでしょう。

最近では会社以外の人たちとの付き合いも増えています。その中から見つけるのも一法です。

最後に、「マコトの一言」で締めさせていただきます。

マコトの一言



秋吉 | 夏目

【連載Ⅱ】 安全衛生水準向上にお役立てください！

やさしく解説「労働安全衛生法」

第3回

3 総括安全衛生管理者（第10条）

(1) 安全衛生管理体制

労働災害を防止する本来的な責任は事業者であり、企業の自主的活動なくしては、労働災害の絶滅を期することはできません。安衛法では、その企業の自主的な安全衛生活動を制度的に担保するために、総括安全衛生管理者をはじめとする安全衛生管理組織の設置について、業種と事業場規模ごとに規定しています。

陸運業（道路貨物運送業と陸上貨物取扱業）における安全衛生管理組織は、次のとおりです。

- ① 総括安全衛生管理者（規模100人以上）
- ② 安全管理者（規模50人以上）
- ③ 衛生管理者（規模50人以上）
- ④ 安全衛生推進者（規模10人～49人）
- ⑤ 産業医（規模50人以上）
- ⑥ 作業主任者（規模関係なし）

また、安全衛生に関する調査審議機関としては、次の委員会があります。

- ① 安全委員会（規模50人以上）
- ② 衛生委員会（規模50人以上）
- ③ 安全衛生委員会（規模50人以上）

このように事業場の規模で安全衛生管理組織の適用が異なってきますので、労働者数を左右する事業場の適用単位の考え方が極めて重要になってきます。

事業場の範囲は、労働基準法における考え方と同一で、次の2つのポイントがあります。

- ① 原則として、同一場所にあるものは一の事業場とし、場所的に分散しているものは別個の事業場となります。
- ② 場所的に分散していても、出張所、支所等で、規模が著しく小さく、組織的関連、事務能力等を勘案して一の事業場という程度の独立性がないものについては、直近上位の機構と一括して一の事業場と

して取り扱います。

なお、経営上の管理組織の単位と一致しない場合もあるので、注意が必要です。

(2) 総括安全衛生管理者（第10条）

陸運業では、労働者数が100人以上の規模の事業場に総括安全衛生管理者の選任を義務付けています。労働者数が100人未満の事業場であって選任したとしても、法令以上のことをする訳ですから差し支えありません。

総括安全衛生管理者は、支店長などその事業場における事業の実施について実質的に統括管理する権限及び責任を有する者を選任します。

そして、総括安全衛生管理者は、安全管理者及び衛生管理者に技術的事項を管理させて指揮をして、次の業務を統括管理させなければなりません。

- 一 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- 二 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- 三 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- 四 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの。

この厚生労働省令で定めるものには、次の事項が規定されています。

- ① 安全衛生に関する方針の表明
- ② リスクアセスメント及びその結果に基づき講ずる措置
- ③ 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善（PDCA）

なお、安衛法第100条に基づき、総括安全衛生管理者を選任（変更）したときは、所轄労働基準監督署長あて「総括安全衛生管理者報告」を提出する必要があります。



陸災防「令和2年度安全衛生標語」入選作品が決定しました

2月から4月まで「令和元年度安全衛生標語」の募集を行ったところ、4,517作品という多くのご応募をいただきました。誠にありがとうございました。

このたび、ご応募いただきました作品の中から入選作品を決定いたしました。入選作品につきましては、今後陸災防の安全ポスターのスローガン等に用いる他、企業・事業場で広く活用していただくこととしております。

陸災防「令和2年度安全衛生標語」 入選作品

(敬称略)

応募総数：4,517

【荷役部門】

[最優秀賞] **ちょっとした 段差ひとつも事故のもと リスクを減らす創意工夫**

福島県 双葉運輸株式会社 渡邊 正

[優秀賞] **荷主との 連携あって築ける絆 作業手順を万全に**

石川県 日本通運株式会社 小松支店 有東 幸恵

【交通部門】

[最優秀賞] **明日は我が身と学べる教材 事例を活かして事故ゼロへ**

大阪府 梅田運輸倉庫株式会社 三上 智弘

[優秀賞] **時間に余裕 心にゆとり ルールを守って安全運転**

宮城県 株式会社 ロジス・ワークス 仙台事業所 鈴木 せい子

【健康部門】

[最優秀賞] **健診の数値でしっかり現状把握 所見に合わせて予防・改善**

千葉県 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 千葉県支部 海匠分会 埴 昭男

[優秀賞] **メンテナンス 必要なのは体だけ？ 心の病は大丈夫？**

福島県 株式会社 昇栄 岡部 直也

(注) 当協会の安全衛生標語を使用される場合は、事前に陸災防本部までご連絡ください。

陸災防本部 TEL：03-3455-3857

【熱中症を予防しましょう】

「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施中！

厚生労働省と陸上貨物運送事業労働災害防止協会などの労働災害防止団体等は、職場における熱中症予防対策の一層の推進を図るため、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施中です。

5月1日～9月30日までを実施期間（4月：準備期間、7月：重点取組期間）とし、事業場への周知・啓発や、熱中症予防対策に関する講習会の開催などを行うことで、熱中症予防対策の徹底を図り、重篤な熱中症災害を防止することを目指します。

厚生労働省は、これまでの取組に加え、新たに WBGT 基準値に応じた休憩時間の目安や、緊急時の早めの搬送について、重点的にお知らせしていきます。

詳細は次の URL をご覧ください（厚生労働省ホームページ）。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>

職場における熱中症予防対策の取組

- (1)屋内作業も含め、JIS に適合した WBGT 値測定器を準備して、暑さ指数を測りましょう。
- (2)暑い場所で重い荷物を運ぶ作業は、特に気流を感じないとき、身体に大きな負担がかかります。休憩時間の確保や、条件を考慮した WBGT 基準値を用いて作業中止を含めた作業計画を作りましょう。
- (3)体調不良や睡眠不足など、その日の労働者の健康状態に気をつけるとともに、熱中症の初期症状に気づくようにしましょう。
- (4)体調に異変を感じたときは、躊躇せず同僚や管理者に知らせるよう、あらかじめ労働者に知らせてください。熱中症の症状は急激に悪化するので、病院への搬送や救急隊の要請を行いましょう。

なお、今年は、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、「新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式」（令和2年5月4日）が示されたことから、職場においても、十分な感染症予防対策を行いながら、熱中症予防措置を講ずる必要があります。

顧客や同僚労働者への感染を防ぐために家庭用マスクを着用する機会が増えていますが、息苦しさを感ずるときは、周囲の人との距離を十分にとれる場所など、マスクをはずせる環境で休憩をとりましょう。

「職場における熱中症予防に関する講習会」のご案内

キャンペーンの一環として、職場における熱中症予防に関する講習会を7月に全国7か所（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡）で開催します。

WBGT 値（暑さ指数）による作業環境管理や熱中症対策の好事例の紹介を中心としております。この機会にぜひご参加ください。

日時場所等の詳細は下記 URL をご覧ください。

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/training/>

参考

【厚生労働省】2019年「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」（確定値）を公表します

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11520.html

【環境省】熱中症予防情報サイト


<https://www.wbgt.env.go.jp>

職場における熱中症予防情報サイト

<https://neccyusho.mhlw.go.jp>

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全衛生図書・用品カタログ

(税込価格)




夏期労働災害防止強調運動
ちよっとした
段差ひとつも事故のもと
リスクを減らす創意工夫

7月1日～7月31日

標語入り
**夏期労働災害防止強調運動
紙のぼり**
210円 25×108cm

ロールボックスパレット作業教育担当者テキスト




ロールボックスパレット及びテールゲートリフターは、物流の効率化や作業者の負担軽減などに貢献する人力荷役機器・装置の一つですが、近年これらに起因する労働災害が多く発生しています。今般、労働安全衛生総合研究所の大西先生の監修により取扱方法等の詳しい解説を掲載し、発刊しました。

A4判/40頁/頒価 770円/平成30年6月

[DVD]

ロールボックスパレットを安全に使用するためのルール



「ロールボックスパレット作業教育担当者テキスト」の補助教材として本DVDを作成しましたので併せてご活用ください。


DVD/11分/頒価 770円/平成30年6月

セット購入割引のご案内

テキストとDVDをセットでお買い求めいただきますと、770円+770円=1,540円のところ、**セット価格1,320円(税込)**にて販売いたします!

【DVD はい作業ビデオ】 30年1月発売

はい作業の安全



はい作業の現場で働く方々への安全教育教材としてお使いください!

【主なコンテンツ】

- 災害発生の仕組み
- はい作業の基本
- 荷役運搬機械によるはい付けはい崩しの安全作業
- 異常発見時の措置

DVDビデオ/約21分/頒価 11,000円/平成30年1月

複数購入割引のご案内


3枚以上のご注文で**20%OFF!!**

2枚のご注文で**10%OFF!!**
(19,800円)

DVDの組合せは自由です!

【DVD フォークリフトビデオ】 28年10月発売

フォークリフトによる安全な荷役運搬作業




フォークリフトの運転は、技能講習等により一定の運転技能が身につくもの、実際の荷役運搬作業の場面では、必ずしも安全な運転となっていない場合が多く見受けられ、不安全な操作に起因する事故も少なくありません。このDVDは、フォークリフトによる荷役運搬作業について、安全な運転方法を映像とナレーションで示すことにより、より安全な操作を確認できるものとなっています。また、厚生労働省が示す「フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育」を実施するときの補助教材としての活用いただけます。

DVDビデオ/23分36秒/頒価 11,000円/平成28年10月

【DVD フォークリフトビデオ】

フォークリフトの作業開始前点検の進め方



「労働安全衛生規則第151条の25(点検)」により定められているフォークリフトの作業開始前点検を実際の点検の様子を映した映像とナレーションにより分かりやすく紹介しています。また、厚生労働省が示す「フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育」を実施するときの補助教材としての活用いただけます。

ダイジェスト映像：<http://www.rikusai.or.jp/>

DVDビデオ/25分37秒/頒価 11,000円/平成23年2月


安全衛生図書・用品カタログ

(税込価格)

<荷役災害防止関係>

	荷役災害防止担当者教育用テキスト 頒価 1,595 円	この図書は、厚生労働省の策定した「荷役ガイドライン」で示された「荷役災害防止担当者」の教育用テキストです。 なお、この図書は、陸運業の荷役災害防止担当者にも、また荷主等の荷役災害防止担当者にも使用できる共通の教育用テキストとなっております。 A4判/151頁/令和元年8月 第3版
	作業指揮者必携 <安全教育テキスト> 「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」「積卸し作業指揮者」 頒価 1,925 円	車両系荷役運搬機械等を用いて作業する場合の「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」、一の荷でその重量が100キログラム以上のものを貨物自動車等に積卸しする作業を行う場合の「積卸し作業指揮者」の選任が法令で定められています。 これらの作業指揮者教育を実施する際に必要なテキストとしてとりまとめたものです。 A4判/155頁/令和元年5月 改訂3版
	はい作業安全必携 -はい作業主任者技能講習用テキスト- 頒価 1,595 円	本書は、はい作業主任者技能講習用のテキストです。 多くの写真、図、イラスト等を用いて、分かりやすく解説したものであり、技能講習用のテキストとしてだけでなく、はい作業の安全確保のためにも広く事業場で活用いただけるものです。 A4判/180頁/平成20年9月 改訂3版
	荷役運搬機械等による はい作業の安全 頒価 1,265 円	厚生労働省の「安全衛生教育推進要綱」に基づいて実施することとされている「荷役運搬機械等によるはい作業従事者教育」について、フォークリフト、クレーン等を用いるはい作業従事者に対する教育用テキストとして作成しました。参考書としてもご利用ください。 A5判/158頁/平成25年6月 改訂2版
	荷役運搬作業の 安全作業マニュアル 頒価 1,375 円	荷役運搬機械、設備等についての安全化を進めるうえでご留意いただきたい事項等について、マニュアルの形で取りまとめたものです。本書をモデルとして安全作業マニュアルを作成いただける内容となっております。陸運業以外の業種にも共通して活用いただけます。 A4判/176頁/平成25年5月 改訂2版
	フォークリフト 運転業務従事者安全 教育テキスト 頒価 1,705 円	フォークリフト運転技能講習を修了してフォークリフトの運転業務に就いている（就く）方を対象とした安全教育・能力向上教育用のテキストです。 なお、運転をする方だけでなく、関係者の参考書としても役立つ内容になっております。 A4判/150頁/令和2年2月 改訂3版
	フォークリフトの安全 Q&A50 頒価 990 円	本書は、フォークリフトを使用した荷役作業について、安全担当者、現場責任者、フォークリフト運転作業者が、安全な作業の確保のために知っておくべきことを、質問形式により、分かりやすく説明したものです。 A4判/86頁/平成24年3月 初版
	フォークリフト 災害事例集 -災害事例に学ぶ- 頒価 825 円	フォークリフトが関係している災害について、33事例を取り上げ、災害発生の状況、原因、再発防止対策等を取りまとめたものです。 巻末には、作業計画の立案と作業指揮者の選任等に関する参考資料を掲載してあります。 A4判/96頁/平成15年5月
	荷役作業従事者のための 安全必携 -荷役作業安全ガイドラインの作業 者講習用テキスト 陸運事業場用- 頒価 990 円	厚生労働省の策定した「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」では、荷役作業に従事する労働者に対し、荷役作業を安全に行うための教育を実施することが示されています。 このテキストは、荷役作業に従事する陸運事業者の労働者が知っておくべき内容を分かりやすくまとめたものです。 B5判/72頁/平成26年7月 初版
	ロールボックスパレットの 安全作業ハンドブック 頒価 220 円	本ハンドブックは、ロールボックスパレットの作業に従事する方々が安全な作業ができるよう、災害事例などを基にイラストを多く使って分かりやすく説明しています。 是非、社内の教育用、作業者の携帯用としてご活用ください。 手帳サイズ（10.5×15cm）16頁/平成29年6月




<交通労働災害防止関係>

	新ガイドライン対応 交通労働災害防止担当 管理者必携 -交通労働災害防止担当管理者教育 テキスト- 頒価 1,595 円	交通労働災害防止担当管理者を新たに選任した場合に行う教育のためのテキストとしてとりまとめたものです。 陸運業関係の法規制等についても具体的に記載して、ガイドラインの内容の理解に資することとしました。陸運業だけではなく、製造業や第三次産業における交通労働災害の防止にも対応した内容のものとなっています。 A4判/263頁/令和元年5月 改訂5版
---	--	---

安全衛生図書・用品カタログ

(税込価格)

<交通労働災害防止関係>

	交通労働災害防止のためのガイドライン解説書 頒価 1,375 円	厚生労働省が示しているガイドラインについて、その理解をすすめるために、項目ごとに解説をしたものです。 ガイドラインが求める対策は、陸運業だけでなく、商業、建設業、製造業等の業種によって異なることから、解説書では、業種ごとに必要な対策を明確にするとともに、交通事故防止に関係する法令等についても記載しています。 A4判/152頁/平成24年3月
	交通労働災害・事事故例集 -災害事例に学ぶ- 頒価 825 円	当協会の各都道府県支部で実施した交通労働災害防止事例研究会の成果を基に、代表的な交通労働災害30事例について、事故の特徴や傾向、災害原因となった問題点、災害防止対策等を取りまとめたものです。 巻末には災害事例研究の手法を用いて交通労働災害について、原因の究明と防止対策を樹立していく方法を掲載してあります。 A4判/97頁/平成15年7月
	職場ですすめる交通労働災害防止 -ヒヤリ・ハットから交通KYTまで- 頒価 880円	小規模事業場でも容易に実践することができる交通労働災害防止のための手法として、ヒヤリ・ハット活動、交通危険予知トレーニング、指差し呼称、交通危険マップ等を取りあげ、これらの手法について易しく解説を加えました。また、交通危険予知トレーニングを行える「イラストシート集」を併せて掲載しました。 B5判/50頁/平成20年7月 改訂版

<安全管理関係>

	労働災害としての過労死を予防するための基礎知識 頒価 1,100円	陸運業においては、労働災害としての過労死の予防が大きな課題となっております。 過労死の労災認定の状況をはじめ、過労死発祥のメカニズム、労災認定の仕組み、認定基準、企業の責任などについて分かりやすく解説したものです。 A4判/87頁/平成28年6月
	高齢者に配慮した交通・荷役災害防止の手引き ~高齢になっても安全・健康に働くために~ 頒価 1,100 円	高齢者の自動車運転者をはじめ、高齢者の荷役作業従事者も対象に、企業としてどのようにしたら高齢従業員に安全・健康に働いてもらうことができるか、また、高齢従業員自身もどのようにしたら安全・健康に働くことができるかを示したものです。 A4判/103頁/平成28年10月
	陸運業のための安全衛生推進者必携 頒価 2,530円	労働安全衛生法では、10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては、安全衛生推進者を選任しなければならないとされています。 本書は、陸運業に従事する安全衛生推進者の養成講習用として活用いただけます。 腰痛予防及びメンタルヘルス対策についても掲載しています。 A4判/281頁/平成28年6月 改訂
	安全管理者必携 -安全管理者選任時研修テキスト- 頒価 2,420 円	平成18年の労働安全衛生法等の改正により、安全管理者の選任要件として、従来の学歴と実務経験に加えて厚生労働大臣が定める「安全管理者選任時研修」の修了が必要となりました。本書は、この研修用テキストで、陸運業における作業の特殊性を加味した内容の研修用テキストです。 A4判/168頁/平成22年5月 改訂初版
	リスクアセスメントイラストシート -荷役作業におけるリスクアセスメントの実際-(第2集) 頒価 1,375 円	荷役作業時の労働災害を防止するためには、「リスクアセスメント」の取組が有効です。本書では、主な荷役作業をイラストで紹介し、演習形式でリスクアセスメントの手法が身につくようにしたもので、リスクアセスメントイラストシートの第2集として新たに15の事例を収録しています。 A4判/71頁/平成25年4月 第1版
	リスクアセスメントイラストシート -荷役作業におけるリスクアセスメントの実際-(第1集) 頒価 1,375 円	事業場でどのようにリスクアセスメントを導入していくかを示すとともに、作業事例に基づくリスクアセスメントの実施方法を分かりやすく紹介しています。 さらに、20の作業事例をイラストで示していますので、演習問題としてこれらのリスクアセスメントに取り組むことにより、リスクアセスメントの実践力が身につくようになります。 A4判/80頁/平成20年6月 第1版
	陸運業で働く人のはじめの安全と健康 -雇入れ時等の安全衛生教育テキスト- 頒価 990円	新規に雇い入れた従業員は、作業のどこに危険があるかよく分からないことから、被災のリスクが高いと考えられます。 法定の雇入れ時等の教育で、陸運業の職場に共通する基礎的な事項についての的確に教育するためには、このテキストを活用することが大変に効果的です。 A4判/77頁/平成26年5月 改訂初版

安全衛生図書・用品価格表

(税込価格)

品名	頒価(円)	備考	品名	頒価(円)	備考
【登録講習テキスト】			【安全ポスター】		
フォークリフト運転士テキスト	1,650	〈中災防発行〉	安全ポスター No.77	210	B2判(728×515 mm)
はい作業安全必携	1,595	平成20年9月改訂3版	安全ポスター No.76	210	
シヨベルローダー等運転士テキスト	1,870	〈中災防発行〉	安全ポスター No.75	210	
【一般テキスト】			【ワッペン・シール】		
労働災害としての過労死を予防するための基礎知識	1,100	平成28年6月	フォークリフト運転資格者ワッペン・シール	385	ワッペン 6.5×6.5 cm シール 3.5×3.5 cm
高齢者に配慮した交通・荷役災害防止の手引き	1,100	平成28年11月	玉掛技能資格者ワッペン・シール	385	
荷役作業従事者のための安全必携	990	平成26年7月10日初版	シヨベルローダー等運転資格者ワッペン・シール	385	
荷役災害防止担当者教育用テキスト	1,595	令和元年8月第3版	小型移動式クレーン運転資格者ワッペン・シール	385	
リスクアセスメントイラストシート(第2集)	1,375	平成25年4月30日第1版	【紙のぼり】		
リスクアセスメントイラストシート(第1集)	1,375	平成19年10月15日第1版	標語入り 夏期労働災害防止強調運動紙のぼり	210	25×108 cm
作業指揮者必携	1,925	令和元年5月27日改訂3版	安全週間紙のぼり	170	
陸運業のための安全衛生推進者必携	2,530	平成28年6月改訂	【ポリエステル製大型のぼり】		
交通労働災害防止のためのガイドライン解説書	1,375	平成24年3月	夏期労働災害防止強調運動大型のぼり	1,595	43×200 cm
荷役運搬機械等によるはい作業の安全	1,265	平成25年6月改訂2版	【ロールボックスパレット DVD】 (※…ロールボックスパレット作業教育担当者テキストとセットで1,296円)		
フォークリフトの安全Q&A50	990	平成24年3月1日初版	ロールボックスパレットを安全に使用するためのルール※	770※	11分(DVD)
陸運業で働く人のはじめての安全と健康	990	平成26年5月30日改訂初版	【ビデオ】 (※…3本以上で20%OFF、2本で19,440円)		
安全管理者必携	2,420	平成22年5月20日改訂初版	はい作業の安全※	11,000※	約21分(DVD)
荷役運搬作業の安全作業マニュアル	1,375	平成25年5月31日改訂6版	フォークリフトの作業開始前点検の進め方※	11,000※	25分37秒(DVD)
フォークリフト運転業務従事者安全教育テキスト	1,705	令和2年2月7日改訂3版	フォークリフトによる安全な荷役運搬作業※	11,000※	23分36秒(DVD)
職場ですすめる交通労働災害防止(KYTテキスト)	880	平成20年7月15日改訂初版	【安全旗】		
交通労働災害防止担当管理者必携	1,595	令和元年5月改訂5版	安全旗(特大)	3,080	140×210 cm
ロールボックスパレット作業教育担当者テキスト※	770	平成30年6月初版	安全旗(大)	1,760	104×156 cm
安全衛生のしおり令和元年版	440	令和元年9月	安全旗(中)	1,320	86×129 cm
フォークリフト災害事例集	825	平成15年5月30日	安全旗(小)	990	70×105 cm
交通労働災害・事故事例集	825	平成15年7月1日	【安全衛生旗】		
ロールボックスパレットの安全作業ハンドブック	220	手帳サイズ(10.5×15 cm)／16頁	安全衛生旗(特大)	3,630	140×210 cm
 ロールボックスパレットの作業に従事する方々が安全な作業ができるよう、災害事例などを基にイラストを多く使って分かりやすく説明しています。			安全衛生旗(大)	2,200	104×156 cm
			安全衛生旗(中)	1,540	86×129 cm
			安全衛生旗(小)	1,210	70×105 cm
			安全衛生旗(卓上)	1,650	12×16 cm
フォークリフトポケットブック	495	8.5×12 cm／85頁	運転者がフォークリフトの運転等の作業を安全に行うよう、日常知っておかなければならないことを重点に収録したものです。		

令和二年度 厚生労働省委託事業

参加費
無料

腰痛予防対策講習会

予防は治療に勝ります

【腰痛】 第三次産業における
職業性疾病の7割を占めます。

今後、社会的役割の拡大が見込まれる陸上貨物運送事業の現場において腰痛予防対策が重要な課題となっています。そこで「職場における腰痛予防対策指針」の普及促進を目的とした無料の講習会を、陸上貨物運送事業を対象に全国16箇所で開催いたします。

腰痛予防に役立つ知識やスキルの習得に、是非ご活用ください。

対 象

陸上貨物運送事業における事業場衛生管理担当者向け

対象者 集配利用運送業・貨物運送取扱業・運送代理店の衛生管理担当者など

内 容

腰痛予防対策指針をイラスト等によりわかりやすく解説した陸上貨物運送業事業者向けのテキストを使用。前年度講習会では9割以上の方から「有意義」とご回答頂きました。(アンケート調べ)

- 腰痛の発生状況、腰痛の影響要因、対策のための体制づくり
- 荷姿の改善、荷の重量の明示など
- 車両運転などの作業における留意
- 作業実施体制とリスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの活用
- 厚生労働省や関係団体が行う支援事業や助成金の紹介
- 人力による重量物の取り扱いの際の重量制限、作業実施体制など
- 労働者の身体負担を軽減する機械の紹介（実技）
- 腰痛を起こしにくい作業動作、腰痛予防体操（実技）

※講習内容は予告無く変更される場合があります

このたびの新型コロナウイルスに罹患された皆様と、感染拡大により生活や業務に影響を受けられている地域の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。
新型コロナウイルスの影響もあり、現在開催地及び日程を調整しております。つきましては、決まり次第、改めてご案内いたしますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

お問い合わせ

株式会社 平プロモート 腰痛予防対策講習会
〒471-0867 愛知県豊田市常盤町1-88 事務局TEL : 050-3532-9119 / FAX : 050-3397-6564
mail : yotsu-yobo@tairapromote.co.jp

【建災防から補助金のお知らせ】

令和2年度 既存不適合機械等更新支援補助金事業
～フルハーネス型安全带・積載形トラッククレーン過負荷防止装置～**第2回 補助金 web 申請の受付開始**

今年度最後の公募!! すべての業種が対象となります ～

Web 申請期間：7月1日(水)～9月20日(日)予定
初日の受付開始は、午前10時頃(予定)

「建設業労働災害防止協会」（建災防）では、国（厚生労働省）の補助事業者として、「フルハーネス型」及び、「積載形トラッククレーン過負荷防止装置」の買換等を行う中小企業・個人事業者を支援するため「既存不適合機械等更新支援補助金（間接補助金）事業」を行っています。

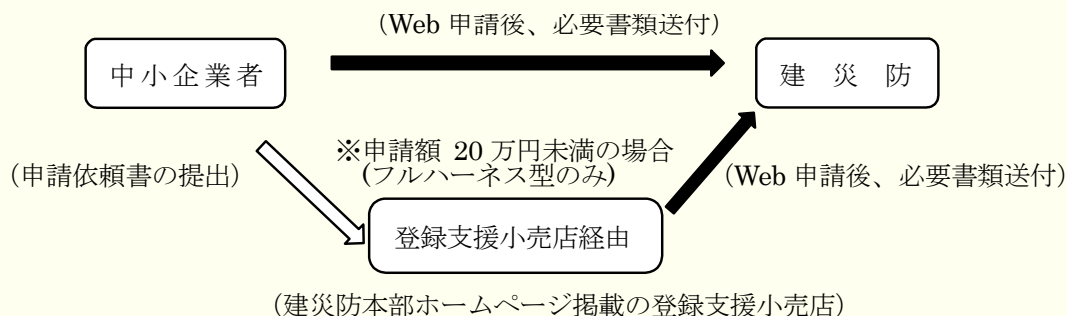
本補助金による買換等は、建災防から交付される「補助金交付決定書」の受領後に行うこととなりますので、応募期間、手続方法、提出書類、所定様式等は、建災防本部ホームページ（<https://www.kensaibou.or.jp/support/subsidy/index.html>）をご覧ください。

1 交付額等

フルハーネス型安全带	積載形トラッククレーン過負荷防止装置
・1本当たりの上限：12,500円 (補助対象経費上限 25,000円の1/2)	・1機当たりの上限：100,000円 (補助対象経費上限 200,000円の1/2)
・同一申請者当たりの上限：625,000円	・同一申請者当たりの上限：300,000円

2 申請方法

- (1) 建災防本部ホームページから Web 申請を行うと、建災防から「申請番号」が自動的にメール配信されるので、その後、「令和2年度間接補助金交付申請書」と必要書類を建災防に提出するなどの手続きが必要となります。
- (2) 申請書等の関係書類の提出期限は、「申請番号」の受信後、14日以内（消印有効）となります。
- (3) 申請金額（間接補助対象経費）の合計が20万円未満の場合、「登録支援小売店」（建災防本部ホームページ掲載）を経由して申請していただきます。



3 交付基準加点

申請が予算額を上回る場合は、企業の雇用労働者数、高所作業の頻度、追加安全措置等の加点方式による合計点数が高い順に「審査委員会」（有識者により構成）において決定されます。

4 加点基準

		フルハーネス型安全帯	積載形トラッククレーン過負荷防止装置
1	企業規模(雇用労働者数)	0点~50点	0点~30点
2	主たる業務	10点~30点	
3	クレーン等(容量 t・m)の能力		0点~30点
4	追加安全措置	0点~20点	0点~10点
5	クレーン過負荷防止装置(荷重計) 製造年月からの経過年数		0点~30点

5 「フルハーネス型」の納品、経費支出、請求等

- (1) 「審査委員会」で交付決定された申請者には「令和2年度間接補助金交付決定通知書」が建災防から交付されますので、その受領後、速やかに納品、支払等を行い、別途指定される期日までに「令和2年度間接補助金実績報告書及び精算払請求書」（必要書類を同封）提出する必要があります。
- (2) 提出された関係書類等の審査後、申請者名義の「銀行口座振込」となりますが、提出書類等の不足等により提出期限に間に合わない場合は交付されないこととなりますので、早めの提出をお願いします。

6 「積載形トラッククレーン過負荷防止装置」の納品、経費支出、請求等

- (1) 「審査委員会」で交付決定された申請者には「令和2年度間接補助金交付決定通知書」が建災防から交付されますので、受領後、速やかに納品、支払等を行い、令和3年2月10日(水)までに「令和2年度間接補助金実績報告書及び精算払請求書（必要書類同封）を提出する必要があります。
- (2) 提出された関係書類等の審査後、申請者名義の「銀行口座振込」となりますが、提出書類等の不足等により提出期限に間に合わない場合は交付されないこととなりますので、早めの提出をお願いします。

【中災防からのお知らせ】

中災防のストレスチェックサービス ご存知ですか？

---ストレスチェックと結果活用のサポートは中災防に！！---


ストレスチェック実施から結果を活用した職場環境改善まで、中央労働災害防止協会（中災防）がトータルに御社のメンタルヘルス対策をサポートします！

法改正後、5年目となるストレスチェックを、この機会に見直してみませんか？

【詳細はこちらへ（中災防）】 → <https://www.jisha.or.jp/stress-check/index.html>

陸災防支部を經由してお申込された場合、一般価格よりもお得な中災防の賛助会員価格で利用ができます。

中災防 健康快適推進部 ストレスチェック事業課 TEL:03-3452-6403



災害事例
と
その対策

高齢による体力低下の啓発を行い、 荷役災害を防止しよう！

陸運業での労働災害の約70%は荷役作業中によるもので、中でも60歳以上の割合が2008年は18%、10年後の2018年は26%と8%増加しており、この傾向は今後とも継続していくと考えられます。

特に若年層と比較して転倒災害、墜落・転落災害が多く、今回の事例を基に検討を行います。

- 1 事業の種類：一般貨物自動車運送業
(事業場労働者数：60名以上70名未満)
- 2 発生日時：11月 午前10時頃
- 3 被災者：トラックドライバー（70歳代）
- 4 傷病の程度：死亡
- 5 災害発生状況

被災者は、取引先の工場内において、取引先の労働者と被災者の2名で、トラック（最大積載量10t）に製品（円柱形のロール紙、径80cm、重さ166kg）を積み込み作業中、トラック荷台の荷の上（高さ約2.5m）で作業を行っていた被災者がバランスを崩して、地面に墜落しました。

災害発生時に被災者は保護帽を着用していない状態で、取引先の労働者は、フォークリフトで製品を荷台まで運ぶ作業を行っていました。

6 推測される被災時の状況、行動及び心理等

- (1) 被災者の心理
 - 常例的に行っている作業であり、危険感受性が低下していた。
 - トラック荷台の荷の上（高さ約2.5m）でも危険を感じなかった。
 - 上記理由により、保護帽の着用を行わなかった。
 - 加齢による体力や反射神経の低下を予想していなかった。
- (2) 被災場所の状況
 - 常例作業のため各自の役割分担や危険予知の内容が低下していた。
 - 作業指揮者の選任が行われていなかった。
- (3) 被災者の行動
 - 墜落防止対策を行っていなかった。
 - 保護帽を着用していなかった。

- 2.5mから転落することを想定していなかった。

7 推定原因

常例作業であるため油断が発生して、各自の役割分担や危険予知の低下、作業指揮者の未選任による現場管理不足による墜落防止対策の不徹底と保護帽の未着用及び加齢による体力低下により発生したと考えられます。

- (1) 物の不安全な状態
 - 墜落防止対策の未実施
 - 不安定な場所（荷物の上）での作業
- (2) 人の不安全な行動
 - 常例作業によるマンネリ化からの油断
 - 保護帽の未着用
 - 加齢による体力や反射神経の低下の認識不足
- (3) 管理面での不安全な要因
 - TBMや危険予知の内容不足
 - 作業指揮者の未選任
 - 加齢による体力や反射神経の低下の啓発不足

まとめ

今回の災害は、墜落防止対策の未実施による墜落・転落災害であり、保護帽の未着用により死亡災害に繋がったと考えられます。

荷役災害での死亡災害の中で第一位は墜落・転落災害で21.1%、その中で67%は保護帽が未使用であることを考えると教育の徹底により、「安全より効率優先」、「少しぐらい大丈夫」、「事故は起こらない」との考えを無くすことが最優先であります。

最近の情勢として、少子高齢化により高年齢労働者が増加して高年齢の労働災害が増加していますが、高齢による体力の低下に起因する事例も顕著であり、本人は高齢による体力の低下に気付きにくいのが実情です。

労働災害は類似災害の繰り返しであり、各現場で考えられる類似災害の周知及び安全教育の継続による意識向上が解決策と考えられますが、今後は高齢労働者の増加に備えて、体力の低下に対する啓発も実践して頂くことを願っています。

ご安全に

陸運労災防止協会の表彰制度による小企業無災害記録事業場〔令和2年5月〕					
第4種（10年間）	・株式会社よろずライフ	山形県支部	第1種（3年間）	・株式会社平賀興業所	神奈川県支部
	・株式会社利根総業本社営業所	群馬県支部		・日産物流株式会社東日本支店川崎物流センター	神奈川県支部
第2種（5年間）	・株式会社大崎若松営業所	福島県支部		・鈴木運送株式会社平塚営業所	神奈川県支部
	・福島運送株式会社若松営業所	福島県支部		・阿倉川物流株式会社本社営業所	三重県支部
第1種（3年間）	・有限会社新利根流通本社営業所	群馬県支部		・岡山中央陸運倉庫株式会社	岡山県支部
	・株式会社パイプライン運輸	神奈川県支部			

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえた 令和2年度通常総代会の開催について

当協会の令和2年度通常総代会は、本年5月24日の開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症防止に向けた強力な取組が全国的に進められている現下の状況を踏まえ、開催期日を6月24日(水)とすることといたしましたので、お知らせいたします。

業種別労働災害発生状況（平成31年/令和元年 確定）

項目 業種	死亡						死傷					
	令和元年1月～12月 [確定値]		平成30年1月～12月 [確定値]		前年比較		令和元年1月～12月 [確定値]		平成30年1月～12月 [確定値]		前年比較	
	死亡者数 (人)	構成比 (%)	死亡者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全産業	845	100.0	909	100.0	-64	-7.0	125,611	100.0	127,329	100.0	-1,718	-1.3
製造業	141	16.7	183	20.1	-42	-23.0	26,873	21.4	27,842	21.9	-969	-3.5
鉱業	10	1.2	2	0.2	8	400.0	203	0.2	214	0.2	-11	-5.1
建設業	269	31.8	309	34.0	-40	-12.9	15,183	12.1	15,374	12.1	-191	-1.2
交通運輸事業	14	1.7	16	1.8	-2	-12.5	3,147	2.5	3,407	2.7	-260	-7.6
陸上貨物運送事業	101	12.0	102	11.2	-1	-1.0	15,382	12.2	15,818	12.4	-436	-2.8
港湾運送業	7	0.8	4	0.4	3	75.0	376	0.3	330	0.3	46	13.9
林業	33	3.9	31	3.4	2	6.5	1,248	1.0	1,342	1.1	-94	-7.0
農業、畜産・水産業	30	3.6	19	2.1	11	57.9	2,991	2.4	2,949	2.3	42	1.4
第三次産業	240	28.4	243	26.7	-3	-1.2	60,208	47.9	60,053	47.2	155	0.3

資料出所：厚生労働省

業種、事故の型別死亡災害発生状況（平成31年/令和元年）

確定

項目 業種	合計	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	その他
全産業	845	216	22	43	56	77	104	157	3	167
製造業	141	23	5	8	8	14	49	8	0	26
建設業	269	110	6	18	34	26	16	27	1	31
交通運輸事業	14	3	1	0	0	0	0	8	0	2
その他	320	61	9	12	9	31	32	74	2	90
陸上貨物運送事業	101	19	1	5	5	6	7	40	0	18
同上対前年増減	-1	5	0	1	2	3	-3	-7	0	-2

業種、事故の型別死傷災害発生状況（平成31年/令和元年）

確定

項目 業種	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他
陸上貨物運送事業	15,382	4,279	2,457	1,163	681	464	855	1,673	831	11	2,475	493
同上対前年増減	-436	-131	-194	-1	-81	-2	35	-1	-59	0	71	-73

(注) 上記2表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「交通事故(その他)」以外をまとめたもの
詳細は、陸災防ホームページ <http://www.rikusai.or.jp> に掲載

業種別労働災害発生状況（令和2年速報）

令和2年5月7日現在

業種	死亡						死傷					
	令和2年1月～4月 [速報値]		平成31年1月～4月 [速報値]		対31年比較		令和2年1月～4月 [速報値]		平成31年1月～4月 [速報値]		対31年比較	
	死亡者数 (人)	構成比 (%)	死亡者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全産業	203	100.0	194	100.0	9	4.6	27,665	100.0	27,281	100.0	384	1.4
製造業	28	13.8	34	17.5	-6	-17.6	6,213	22.5	6,212	22.8	1	0.0
鉱業	2	1.0	3	1.5	-1	-	57	0.2	56	0.2	1	1.8
建設業	78	38.4	71	36.6	7	9.9	3,525	12.7	3,449	12.6	76	2.2
交通運輸業	2	1.0	2	1.0	0	-	775	2.8	780	2.9	-5	-0.6
陸上貨物運送事業	20	9.9	25	12.9	-5	-20.0	3,785	13.7	3,581	13.1	204	5.7
港湾荷役業	1	0.5	3	1.5	-2	-66.7	95	0.3	118	0.4	-23	-19.5
林業	14	6.9	8	4.1	6	75.0	363	1.3	359	1.3	4	1.1
農業、畜産・水産業	6	3.0	4	2.1	2	50.0	647	2.3	564	2.1	83	14.7
第三次産業	52	25.6	44	22.7	8	18.2	12,205	44.1	12,162	44.6	43	0.4

資料出所：厚生労働省

業種、事故の型別死亡災害発生状況（令和2年1月～4月）

令和2年5月7日現在

業種	合計	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	その他
全産業	203	59	9	10	14	23	33	36	1	18
製造業	28	8	1	1	1	3	9	0	0	5
建設業	78	32	2	6	8	7	9	8	1	5
交通運輸業	2	0	0	0	0	0	1	0	0	1
その他	75	13	6	2	3	12	11	23	0	5
陸上貨物運送事業	20	6	0	1	2	1	3	5	0	2
同上対前年増減	-5	1	0	-2	1	0	2	-6	0	-1

業種、事故の型別死傷災害発生状況（令和2年1月～4月）

令和2年5月7日現在

業種	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他
陸上貨物運送事業	3,785	1,125	696	283	147	119	194	378	173	4	574	92
同上対前年増減	204	49	30	20	-18	7	16	7	6	2	55	30

(注) 上記2表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「交通事故(その他)」以外をまとめたもの
詳細は、陸災防ホームページ <http://www.rikusai.or.jp> に掲載

第56回全国陸運労災防止大会のご案内

全国から会員事業場が一堂に会し、①労働災害防止の意識の高揚を図り、その決意を新たにするとともに、②労働災害防止の取組について学ぶために、毎年、「全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会」を開催しています。本年の大会は、11月12日（木）広島県広島市「アステールプラザ」にて開催いたします。

第56回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会

開催日時 令和2年11月12日（木）13:30
会場 アステールプラザ（広島県広島市）



特別講演 喜多流能楽師 大島輝久様

